

裁判例からみる 生命保険金と特別受益・遺留分

被相続人が保険契約者かつ被保険者の生命保険契約の死亡保険金を受け取ったときに、受取人が相続人であった場合には特別受益として具体的相続分、遺留分に影響するか。また受取人が相続人以外の者だった場合には贈与または遺贈に準ずるとして遺留分の侵害を主張されるか。裁判例を紹介するとともに、講師が担当した事例をもとに解説します。

講師のご紹介



弁護士
竹内 裕詞 先生

日時

2025年

7月29日(火) 開催時間：18:00~20:00

会場

現地参加 または 後日配信

会場：ドットミーティング 堂島貸会議室 「Multi Room」
大阪市北区堂島1丁目堂島地下街8号 ※ドージマ地下センター内にございます

定員

会場の定員数

20名

※定員を超過した場合は
後日配信聴講に振り替えさせていただきます。

後日配信

特になし

聴講料

会員

2,000円(税込)

一般

3,000円(税込)

申込み



左記QRコードから申込サイトにアクセスしてお申し込みいただき、聴講料を送金ください。

(または下記に記入し、FAX:06-7635-8707へ送付)

※後日配信（アーカイブ）

資料及びセミナーURLは、2025年7月31日までにメールでお送りします。

聴講料の送金先

三井住友銀行 大阪本店営業部 普通 8183858
ミヤケシン（日本相続学会 関西ブロック長）

※会場参加の方も**7月22日(火)**までに聴講料を振り込みご送金ください。

お問い合わせ

三宅伸税理士事務所

電話：06-6479-1818 / E-mail：miyake@miyake-tax.jp

FAXでのお申込みはこちら 申込締切 **2025年7月22日(火)まで**

お名前

所属または職業

連絡先

※ 会員は連絡先に
異動がなければ省略可

〒

TEL.

メールアドレス

参加区分

☐ 会員☐ 一般

参加方法

☐ 現地参加☐ オンライン配信**FAX 06-7635-8707** へ送付